

春日井市歩道橋ネーミングライツパートナー募集要項

1 目的

春日井市では、民間の資金を活用して道路施設の持続可能な維持管理を行うとともに、民間の創意工夫による地域活動、社会貢献の場として活用していただくため、歩道橋に愛称（企業名、商品名等）を付けることができる権利（ネーミングライツ）を取得するパートナー（以下「ネーミングライツパートナー」という。）を募集します。

ネーミングライツパートナーは、歩道橋に企業名等の愛称を標示することにより、企業等を幅広くPRすることができると同時に、道路行政への経済的支援、歩道橋その周辺の清掃美化活動などを通じた地域貢献になります。

2 募集概要

（１）ネーミングライツの対象

春日井市が管理する歩道橋（別表のとおり）

ただし、以下のものは対象外とします。

ア．すでにネーミングライツパートナーが決定している歩道橋

イ．管理上支障のある歩道橋

（２）ネーミングライツ料

歩道橋 1 橋当たり月額 1 万 7 千円以上（消費税及び地方消費税は別途）

（３）契約期間

契約締結日から 3 年～ 5 年（契約期間の満了に当たり、契約継続の希望があれば優先交渉権を付与します。）

（４）愛称の使用開始予定日及び愛称標示期間

愛称の使用開始日は、両者の協議により定められた日とします。愛称標示期間は 1 月単位とし、愛称の標示及び消去に係る期間が含まれます。

（５）命名条件等

ア．ネーミングライツパートナーは、対象となる歩道橋の桁部分に企業名、商品名等を入れた愛称を標示することができます。（企業のロゴマークの使用も可能です。）

なお、愛称には原則として「歩道橋」の文字を含むものとします。

イ．愛称標示の位置は歩道橋の桁部分とし、橋脚等への標示はできません。

ウ．愛称の標示面積は、すでに歩道橋に標示されている「地点名（町名）標示」を含め、最大可視面積（一方向から見た場合に同時に見ることができる標示面の合計面積が最大となるときの当該合計面積）が 5 ㎡までとします。（両面に設置する場合は、それぞれ 5 ㎡までとなります。）

エ．標示する文字（ロゴマークを含む）の配置や書体等については、歩道橋全体のバランスを損なわないものとし、文字の大きさは、1 文字最大で 30cm 角までとします。

オ．文字（ロゴマークを含む）の色は、鮮やか過ぎない落ち着いた色の単色とし、蛍光

色、反射性のある色は使用できません。

カ. 提案された愛称（ロゴマークの形状、文字フォント、文字色等を含む）は、交通の安全等を考慮して、市が別途設置する春日井市広告審査会（以下「審査会」という。）の意見により再提案を求める場合がありますのでご了承ください。

キ. ネーミングライツパートナーであることを、自社の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができます。

ク. 地域住民や道路利用者の混乱を防止するため、原則として決定した愛称を契約期間中に変更することはできません。

ケ. 春日井市広告掲載要綱第3条に定める基準に適合するものとします。

春日井市広告掲載要綱

（広告掲載の基準）

第3条 広告媒体に掲載する広告は、公共性及び中立性を損なうことがなく、かつ、社会的信用度が高いものでなければならない。

2 広告及びその内容が次の各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

（1）法令等に違反するもの又は抵触するおそれのあるもの

（2）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業に係るもの

（3）不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条に規定する公正競争規約、公的機関が定める広告規制及びこれらに準じる業界規制に違反するもの又はこれらに照らして不適切な内容を含むもの

（4）貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に係るもの

（5）第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの又はそのおそれのあるもの

（6）公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの

（7）人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの

（8）政治性のあるもの

（9）宗教性のあるもの

（10）個人又は団体等についての主義又は主張に当たるもの

（11）国内世論が大きく分かれているもの

（12）責任の所在が不明確なもの

（13）虚偽があるもの又は誤認されるおそれのあるもの

（14）他社の商品等を比較対象として表示したもの

（15）美観風致を害するおそれのあるもの

（16）法律に定めのない医療類似行為に係るもの

（17）求人広告及びこれに類するもの

（18）当該広告の内容について本市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそ

のおそれのあるもの

(19) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの

3 次の各号のいずれかに該当するものは、広告主としないことができる。広告の掲載中に当該各号に該当するに至った場合も同様とする

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 本市から指名停止措置を受けているもの
- (3) 暴力団又は暴力団の構成員であると認められるもの
- (4) 市税等を滞納しているもの

(6) 地域貢献の提案

ネーミングライツパートナーとして、当該歩道橋その周辺の清掃美化活動など地域貢献の場として活用する提案をしてください。

(7) 費用負担

歩道橋に愛称を標示する費用及び契約終了時に標示を消去する費用は、すべてネーミングライツパートナーの負担とします。なお、歩道橋への愛称標示及び愛称消去は、ネーミングライツパートナーが道路法（昭和27年法律第180号）第24条の承認を受けて施工していただきます。

(8) 応募資格

法人を対象としますが、次のいずれかに該当する者は除きます。

- ア. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により一般競争入札の参加を制限されているもの
 - イ. 春日井市から指名停止措置を受けているもの
 - ウ. 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税、地方消費税及び法人市町村民税を滞納しているもの
 - エ. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に該当するもの又はこれに類似するもの
 - オ. 消費者金融及び高利貸しに係るもの
 - カ. たばこに係るもの
 - キ. ギャンブル（宝くじを除く）に係るもの
 - ク. 法令等に定めのない医療に類似する行為に係るもの
 - ケ. 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続き又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続き中のもの
 - コ. 社会上の問題となっているものに係るもの
 - サ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団員が役員となっているもの
 - シ. 暴力団及び暴力団員と密接な関係を有するもの
 - ス. その他、ネーミングライツを取得することが適当でないと市が認めるもの
- ※パートナー企業と春日井市との仲介業務ができる広告代理業を営む法人（以下、

「広告代理店」という。)が応募することもできます。ただし、対象歩道橋ごとに具体的なパートナー企業の提示が必要で、かつ、広告代理店とパートナー企業の双方が上記の応募資格を満たしている必要があります。その場合、契約は春日井市とパートナー企業の間で締結します。

3 応募方法

(1) 提出書類

- ア. 春日井市歩道橋ネーミングライツ取得提案書(別添様式1)
- イ. 地域活動、社会貢献等に関する取組提案書(別添様式1-2)
- ウ. 誓約書(別添様式2)
- エ. 法人役員名簿(別添様式3)
- オ. 法人の概要(別添様式4)
- カ. 登記事項証明書(商業登記簿謄本等)

(2) 提出部数

- 1部 (提出された書類は返却しません)

(3) 受付期間

定期で募集しています。2か月ごとに月末で応募を締め切ります。

	募集期間	愛称標示施工時期の目安
第1期	4月初日～5月末日	8月初日～
第2期	6月初日～7月末日	10月初日～
第3期	8月初日～9月末日	12月初日～
第4期	10月初日～11月末日	翌年2月初日～
第5期	12月初日～翌年1月末日	翌年4月初日～
第6期	翌年2月初日～翌年3月末日	翌年6月初日～

※土日・祝日・年末年始は休庁日です。募集期間の末日が休庁日の場合は、前営業日までとします。

(4) 提出先

ア. 持参の場合

- 春日井市役所建設部道路課 企画担当

(春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市役所本庁舎7階)

※ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までです。

イ. 郵送の場合 ※必着

- 〒486-8686(住所記載不要)春日井市役所建設部道路課 企画担当

(5) 質問事項の受付等

提案にあたり質問がある場合は、次のとおり受け付け、回答します。

ア. 受付方法

質問事項を記載した書面(様式は任意)を郵送、FAX又はメールで受け付けます。

イ．回答方法

公平を期すため、原則として質問に対する回答は、順次、春日井市ホームページに掲載しますのでご覧ください。

(6) 申込にあたっての費用負担

申込にあたっての費用及び契約締結に係る費用は、申込者の負担とします。

(7) 留意事項

ア．提案書の変更

軽微な修正を除き、提出された書類の内容を変更することはできません。

イ．提出書類の取扱い

提出書類等は返却しませんので御承知おきください。

また、情報公開請求があった場合には、春日井市情報公開条例に基づき提出書類等を公開することがあります。

ウ．応募の辞退

申込書を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

エ．虚偽の記載をした場合の取扱い

提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合は、失格となります。

4 応募が複数の場合の選定方法等

ネーミングライツパートナーの候補の選定にあたっては、関係職員で構成する選定会議を開催し、次の選定項目をもとにネーミングライツパートナーの候補を選定します。選定後は、速やかに選定結果を公表するとともに、全ての応募者に選定結果を通知します。

[選定項目]

項目	視点等
応募価格等	・ 応募価格の多寡 ・ 契約期間の長さ
提案された愛称	・ 親しみやすさ ・ 呼びやすさ
法令順守・社会貢献等	・ 法令順守への理解、取組 ・ 地域活動、社会貢献活動への提案

5 契約の締結方法

選定されたネーミングライツパートナー候補者と最終的な協議を経て、市とネーミングライツパートナーとの間で契約を締結します。

6 契約解除

契約期間中、ネーミングライツパートナーが本要項「2(8)」に規定する応募できない者に該当する又は該当することが明らかになった場合や、社会的信用を損なう行為等により市又は施設のイメージが損なわれた又は損なわれる恐れがある場合等、ネーミングライ

ツパートナーとすることが適当でないと認められる場合には、市は契約を取り消し又は解除することがあります。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、ネーミングライツ料は返還しません。

7 リスク負担

- (1) ネーミングライツパートナーが設置した施設等により第三者に損害が生じた場合や、命名した愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、市とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

8 ネーミングライツ料の支払い時期

ネーミングライツ料の支払いは、毎年度（初年度を除き）4月末日までに行うものとします。初年度については市が指定する日までに行うこととなります。（毎年度分を一括払いとし、分割して支払うことはできません。）

9 問い合わせ先

春日井市役所建設部道路課 企画担当

- ・住 所 〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目4-4番地
- ・電 話 0568-85-6287
- ・FAX 0568-83-2960
- ・メール doro_atmark_city.kasugai.lg.jp

※迷惑メール防止のため、アドレスの「@」を「_atmark_」と表記しています。

メールを送付する場合、「_atmark_」を半角の「@」に置き換えてください。